

消防法令違反の建物を公表します。

（違反対象物公表制度）

令和2年
4月1日から
運用開始！

違反対象物の公表制度とは

利用者が建物の火災に関する危険性の情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、重大な消防法令違反のある建物を公表する制度です。

公表の対象となる建物は

飲食店や物品販売店、ホテルなどの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設、児童福祉施設などの一人で避難することが困難な方が利用する建物です。

重大な消防法令違反とは

建物に義務付けられた消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備）が設置されていない違反です。

公表方法は

白山野々市広域消防本部のホームページに掲載します。
白山野々市広域事務組合の掲示場に掲示します。

公表する内容は

- ① 建物の名称
- ② 建物の所在地
- ③ 消防法令違反の内容



建物関係者の皆様へ

以下のような場合は、新たに消防用設備等を設置する義務が生じることがありますので、事前に最寄りの消防署にご相談ください。

- ・ 飲食店、物品販売店、社会福祉施設などの用途のテナントが、新たに入店する場合
- ・ 建物の増築や改築、隣接する建物と屋根などで接続する場合
- ・ 荷物や棚などで窓をふさいだり、窓にフィルムを貼る場合

お問合せ先 白山野々市広域消防本部 予防課 TEL 076-276-9482